

最低制限価格等算定におけるスクラップ控除の取り扱いについて

設計書の工事費内訳書にスクラップ控除が記載されている場合、最低制限価格等（※１）の算出は下記のとおり取り扱っています。

《最低制限価格等算定》

① 直接工事費とは別にスクラップ控除を計上している場合

	直接工事費の額に１００分の●●を乗じて得た額
+	共通仮設費の額に１００分の●●を乗じて得た額
+	現場管理費の額に１００分の●●を乗じて得た額
+	一般管理費の額に１００分の●●を乗じて得た額
-	スクラップ控除

最低制限価格等（千円未満切り捨て）（税抜）

② 直接工事費にスクラップ控除を計上している場合

	直接工事費（スクラップ控除含む）の額に
	１００分の●●を乗じて得た額
+	共通仮設費の額に１００分の●●を乗じて得た額
+	現場管理費の額に１００分の●●を乗じて得た額
+	一般管理費の額に１００分の●●を乗じて得た額

最低制限価格等（千円未満切り捨て）（税抜）

- ※１ 最低制限価格等は、「最低制限価格」及び「調査基準価格」を指します。
- ※２ ●●には印西市建設工事等契約事務取扱要領及び印西市低入札価格調査制度実施要領で定めている基準の率が入ります。
- ※３ 「失格基準額」についても、スクラップ控除の取り扱いは同様としますが、印西市低入札価格調査制度実施要領に定める乗率にて算出します。

問い合わせ先

印西市企画財政部財政課契約検査係
0476-33-4403（直通）